

健康カレンダー

◇一般健康診査(無料)

と き・10月1日～6日
10月8日～9日

対 象・大館地区に住む40歳以上の方で、職場などで検診を受けられない方。なお対象者にはハガキで通知しますが届かない方は保健センターへお問い合わせください。

<実施病院>

阿部医院、石塚医院、石田病院、石母田医院、今井病院、大峽医院、小山内医院、神医院、神林医院、金田一医院、小松クリニック、佐藤医院、鈴木医院、佐々木(児)医院、佐々木(内)医院、東海林医院、城西医院、高橋彰彦医院、高瀬医院、武内医院、高橋彰彦医院、立石医院、津嶋医院、常盤医院、納谷医院、西大館病院、林医院、丸屋医院、渡辺医院、森川医院、渡辺(外・胃)医院

◇今月の休日応急診療

診療日・10月7、14、21、28日
科 目・内科、小児科
と ころ・根下戸新町1の8
医師会館内 ☎42-9356

◇健康教室

と き・10月11日(木)午後1時半
と ころ・保健センター
内 容・循環器疾患について
講 師・高橋彰彦先生

<各種相談日>

交通事故・10月9、16、23日
法 律・10月18日
家庭教育・10月8、15、22日
社会保険・10月11、17、24日
緑の相談・10月4日

★就労先の宿が焼失し、損害を受けた場合 八万円
★資金未払いのご相談は 三万円
もし資金未払いの場合などで、事業所が必要な手続きや証明書、確認書の発行を拒んだときは、就労先の労働基準監督署に相談し、市役所市民生活課(☎49-3111内線214)にもご連絡ください。

婦人会館だより



▼ワークショップ講座受講生募集(6回)
と き・10月12日、15日、19日、22日、26日、29日
午後6時30分～9時

受講料・無料
申込み・婦人会館(☎49-7028)までどうぞ。定員(15名)になりしだい締切ります。

敬老見舞金該当者はお知らせください

市では、九月十五日現在満七十七歳以上の方で、九月中に入院治療を受けた方に敬老見舞金五千円を支給します。該当される方は福祉事務所社会係(☎49-3111内線208)か民生委員までどうぞ。

無料人権相談所

と き・10月19日(金)
午前10時～午後3時
と ころ・上川沿公民館

中国残留孤児の手掛かりを

厚生省では、戦争終結前後に中国東北地区(旧満州)などで肉親と離れ離れになった残留日本人孤児の調査資料とするため、手掛かりとなることについての届けを呼びかけています。お心当りの方は、福祉事務所社会係(☎49-3111内線208)へご連絡ください。

水道料金の口座振替日が変わります

水道料金の口座振替は、これまで地区ごとに三回の振替日でしたが、十月分料金からは次の二回になります。

退職金(くり)は国の制度で

中小企業退職金共済制度(中退金制度)は退職金制度をもつことが困難な中小企業に、国の援助で大企業と同じような退職金を支払

10月14日～20日 行政相談週間

行政に対して希望したいこと、お困りになっていること、納得のいかないことなど、お気軽にご相談ください。

<相談先>

- ・秋田行政監察事務所
☎0188-2411426
- ・行政苦情110番
☎0188-2311000
- ・市役所市民生活課
☎49-3111内線214

秋田財務部に改称 財務事務所

大蔵省東北財務局の秋田財務部は、十月一日から秋田財務事務所に改称されます。事業内容が多少変わりますが、国有財産の売り払いや貸し付けなどについては、これまでどおりです。

秋田県立博物館巡回展

10月17日～23日
9時～17時
市民文化会館
入場無料



▲秋田風俗十題「りんご」

★秋田のやきもの
★勝平版画

市民の善意

- ▼商工観光課扱い
工藤庄一さん 観光写真(額付)
- ▼教育委員会扱い
長谷川善四郎さん 絵画(30号)
- 日景比内さん 長机 10脚
- ▼福祉事務所扱い
長木保育所運営委員会 三五〇万円
佐藤シエさん 衣類 40点
渡辺智子さん 一〇万円

出稼者の皆さんへ

▼出稼互助会へ加入を
市役所市民生活課に年会費八百円を納めますと、秋田県出稼互助会の会員になります。(ご家族でも申込みます)

▼定期的に郷土の便りが
会員になると、あなたが働いている職場の会員数に応じて「秋田さきがけ新報」広報あきた「広報おおだて」「北鹿新聞」そして文集「わらべ」が送られます。出稼先に落ち着いたら必ず「お届ハガキ」を出してください。

▼無料で健康診断が
就労前の健康診断は、土、日、祝日を除く午前中に、市立総合病院が石田病院で受けられます。

▼事故見舞金を給付します
不幸にして働いているとき、災害や病気で亡くなったときは、次のような見舞金が給付されます。

- ★死亡した場合 五十万円
- ★ケガや病気で一カ月以上医師の治療を受けた場合 五～八万円
- ★不具廃疾により働けなくなった場合 二十万円

★留守家屋が半分以上焼失した場合 八万円
★就労先の宿が焼失し、損害を受けた場合 三万円